

高知市立

自由民権記念館紀要

No.28

2024. 3

(令和 6)

○論 文

自由民権運動と政治小説「戀の革命」 汲田 美砂

高知市立自由民権記念館

自由民権運動と政治小説「戀の革命」

汲田美砂

はじめに

まず、左に掲載した一つの挿絵を見てもらいたい。多くの教科書に掲載されているため、見覚えのある人も多いだろう。これは明治二十一年三月一四日付『絵入自由新聞』に掲載された、芳宗の手に成る挿絵である。熱弁を揮う弁士の姿と、演説を止めに入る官吏、そして演説中止に反対する聴取の暴動とが一枚に収められている。演説会の弾圧を示す構図として見事で、よく出来た絵であると言えるだろう。



『絵入自由新聞』明治21年3月14日
(原紙所蔵：東京大学大学院法学政治学研究科附属
近代日本法政史料センター明治新聞雑誌文庫)

非常に有名な挿絵でありながら、この絵については「いつ」「どこで」「だれが」「なにをしている」様子を描いたものなのか——授業の題材として用いるならば必要不可欠な、ごく基本的な情報はあまり周知されていないよう

に思う。その結果として、これが「戀の革命」という小説の一場面、即ちフィクションであるということを知らず、現実に起こった事件を描いたものであると受け取っている者も少なくないだろう。実際、当館でも「この髻の人物は板垣退助ですか」というような質問を受けたことがある。また、当該挿絵の教材利用に関する論文をいくつか確認してみても、小説の挿絵であることへの言及はほとんどみられなかった。これには、多くの小中学校社会教科書・資料集で当該挿絵が「自由民権運動の演説会の様子」や、甚だしいものに至っては「自由党の演説の様子」などと題して、さも実際の事件の一場面であるかのように掲載されていることも影響しているだろう。

とはいえ、本稿における目的はこうした教科書の与える誤解を解くことではない。自由民権運動上において盛んに編まれた政治小説については、明治一七年頃までの作品についての議論が主であり、自由党解党——一般に自由民権運動が挫折したとされる時期——以降のものが言及されることは少ない。ちょうど明治一八年に坪内逍遙の『小説神髓』が著され、以降国文学の関心が近代文学や言文一致体の創出へと注がれていることもまた、明治二〇年代の政治小説が等閑にされる要因であると考えられる。当該挿絵の知名度が非常に高いのに反して、作品自体はほとんど日の目を見ずに埋もれてしまっている理由の一端もここにあるだろう。本稿ではこの「戀の革命」という小説を取り上げ、明治二〇年代初頭、国会開設前夜の自由民権運動と当該時期の政治小説に見られる特徴を整理していきたい。

なお、資料の引用にあたって旧字や異体字は適宜現代表記に改めたが、固有名詞についてはこの限りでない。また、資料引用中の傍線部は全て筆者によるものである。

一、自由民権運動と小説

自由民権運動の主戦場といえば演説と新聞であるが、このうち新聞紙上で見られた活動で、特筆すべき点の一つとして政治小説の連載が挙げられる。民権家の活動目標には、自由民権思想を広く、これまで政治に関心のなかった人々にまで知らせることがあった。そのため、自由民権運動においては都

都逸がつけられたり、踊りが用いられたりと通俗的な手段が用いられており、政治小説もまた、そうした流れの中に生まれたものである。明治初期には「小説」という言葉は未だ馴染みのないもので、現代の我々が「近世小説」と分類しているような読み物たちも当時は「戯作」や「草双紙」などと呼ばれていた。「稗史小説」と呼ばれた物語は、「婦女童蒙」が読むものとされており、一般に、その地位は低いものであったとされている。知識階級を自認する旧士族たちが、自らが主導する政治運動において、そうした「卑俗」な手段を用いたとは、それ自体が驚くべきことだった。このことは、運動の結果として世に生み出された作品の数々とともに、国文学や文化史だけではなく、自由民権運動史においてもっと注目されてよいだろう。

では「政治小説」とはいったい何か。特定の一作目を扱う前に、その立ち位置を明らかにしておかねばなるまい。先にも触れたとおり、政治小説の研究は国文学を中心に行われてきている。その先駆者の一人である柳田泉は、日本の、とりわけ明治期の政治小説について、スピーアによる政治小説の定義を拝借しながら、そこに明治政治小説特有の事項を補足し次のように記した。政治小説の「作者の主なる目的」は「(最初は)人民の政治的啓蒙、政党の革命的宣伝乃至闘争の補助的武器として利用し、(中頃は)個人的政見発表乃至社会改良思想の積極的期間に充て、(最後には)新興日本の国権伸張意識を反映させる一面、政府を支持する人々、政府を構成する諸勢力を暴露する諷刺的武器として利用することであつた」と。つまり日本の政治小説は、民権運動や政治制度の段階的な発展に伴い、その性質を変化させていったのである。全期間を通して言い得るのは、政治的な活動の一翼を担った文学作品である、ということだろうか。

本稿で取り扱う「戀の革命」は明治二十二年二月五日から同年四月一日にかけて『絵入自由新聞』で連載された政治小説である。柳田の区分に従えば、この頃は政党復興期とされ、政治小説の全盛期でもあるという^三。自由民権運動期の政治小説作家として名高い、末広鉄腸が相次いで作品を発表したのもこの頃だ^四。自由党の解党や政府による言論統制の強化、経済的不況などのために一度は沈静化していた自由民権運動が、明治十九年のノルマントン号事件を契機に高まった不平等条約改正を求める世論を味方に再興、大同団結運動を起こした時期である。この頃、外交失策の回復、地租軽減、言論の

自由の三つを主訴とし行われた三大事件建白運動によって地方各地から東京へ壮士たちが押し寄せていた。

「戀の革命」の著者は「冥々遁史」なる人物で、芳宗による挿絵は前掲のものだけでなく、作者が挿絵の依頼を失念していたという第九回を除いた全ての回に付されている。各回の掲載年月日は表のとおりだ。紙面表記上は第四五回が最終回であるが、途中、第二九回となるべきところが第三〇回となっており、以降付番がずれてしまっている。つまり、正しくは全四四回の連載小説である。

第1回	明治21年2月5日	第23回	明治21年3月4日
第2回	明治21年2月7日	第24回	明治21年3月6日
第3回	明治21年2月8日	第25回	明治21年3月7日
第4回	明治21年2月9日	第26回	明治21年3月8日
第5回	明治21年2月10日	第27回	明治21年3月9日
第6回	明治21年2月11日	第28回	明治21年3月11日
第7回	明治21年2月14日	第30回	明治21年3月13日
第8回	明治21年2月16日	第31回	明治21年3月14日
第9回	明治21年2月17日	第32回	明治21年3月15日
第10回	明治21年2月18日	第33回	明治21年3月16日
第11回	明治21年2月19日	第34回	明治21年3月17日
第12回	明治21年2月21日	第35回	明治21年3月18日
第13回	明治21年2月22日	第36回	明治21年3月20日
第14回	明治21年2月23日	第37回	明治21年3月22日
第15回	明治21年2月24日	第38回	明治21年3月23日
第16回	明治21年2月25日	第39回	明治21年3月24日
第17回	明治21年2月26日	第40回	明治21年3月25日
第18回	明治21年2月28日	第41回	明治21年3月28日
第19回	明治21年2月29日	第42回	明治21年3月29日
第20回	明治21年3月1日	第43回	明治21年3月30日
第21回	明治21年3月2日	第44回	明治21年3月31日
第22回	明治21年3月3日	第45回	明治21年4月1日

物語の中心となるのは一九歳の華族令嬢「梶原良子」と二四・五歳の小説家「大江清水」の二人だ。良子の器量については、作中で度々「滅多にない美人」として言及される。また、清水は『立憲論』を著した評判の壮士でもあり、社交界においては女子の目を惹く好男子として描写されている。話の大筋は、女子でありながら学問に親しみ、自立した考えを持つ良子と「政治上に於てハ人民の味方たり社会上に於てハ婦女の良友たらんと自から志す

壮年の政治家」たる清水の二人が出会い、互いに想い合い、女子の自立に理解のない親に決められた縁談や、二人の結婚を良く思わない華族による特権行使など様々な旧習に阻害され苦悩しながらも遂には結ばれる、というものだ。こうした美男美女が艱難を乗り越え成功を勝ち取る、という筋書きは政治小説においてよく見られたもので、半ば鑄型のようになっていた。文学作品として見るのであれば、出来の良、目を惹く作品であるとは言い難い。その証左か「戀の革命」に言及する投書も、書籍化の広告も、管見の限りでは見られなかった。同時代の数多ある政治小説の一つとして埋もれ、研究史上においても取り立てて名前が挙げられてこなかったのも已むを得ない側面がある。

巧拙はともあれ、当該小説の興味深い点は政治的闘争よりは寧ろ社会改良を促す啓蒙的な側面が強いところにある。このことには、連載時期と物語の舞台がいずれも明治二〇年前後であることが関係していると考えられる。それというのも、明治二〇年頃は「右も改良、左も改良、到る所改良で目を突く様な世の中」^五などという一節が社説に見られるように、文学、演説、風俗、ありとあらゆるものが「改良」の俎上に載せられた時期で、自由党解党以来政治闘争的活動を沈静化させていた自由民権運動もまた、社会改良運動に傾注していた時分なのである。社会改良が活発に論じられる中で、特に民権家が力をいれたのが「家庭の民主的改革と女権拡張の問題」^六であったと言われる。そうした運動内容の変化は、当時の政治小説にも如実に反映されている。

物語を通じて、主人公格である良子と清水の両者ともに、一度も舞台上立つことはない。では、肝心の前述した演説会の挿絵は一体どこに出てくるのかといえば、これは『絵入自由新聞』明治二年三月一四日掲載の挿絵で、内容としては翌一五日掲載「戀の革命」第三二回の場面を描いたものである。長くなるが、本文を先に確認しておこう。

今日ハ〇〇党の大演説がある筈なれば入梅の雨降りしきる天気をも厭はず数百人の聴衆ハ午前より井生村樓の広間に詰掛け針を立つべき余地すらもあらざる中に相互ひに心易き三四人の書生が聴衆の中央に一塊となつて坐を占めつゝ演説の始まる前に話し合ふ(甲)オイ伊藤君今日の弁士

ハ今まで聞いた事もない姓名が多いゼ〇〇党の人にハ違ひなからうが一体どう云ふ人だか知らん(伊藤)彼等ハ大方今度出て来た地方の総代連中だと云ふ事だ名望もなければ学問もない癖に東京の真中で演説をしゃうとふ其熱心丈が感心だ何を言ふかまア聞かぬが善いねエ岩井君(岩井)田舎紳士でも存外名論があらうも知れぬ併し烈しい事を言ふのが面白い何んでも手を拍て賞めて遣るべし凶に乗つて途方もない事を言つて中止と来ると愉快だから……オイ梅村君々ハ何をそんなに居るハア分つた彼の別嬪だ(梅村)あたり前よそこに抜目ハないから先刻から氣を付て見れば見る程素的な代物だから驚いて居る処だ(岩井)オイ伊藤君給へ眞統だ彼の位の美人ハ減多にハないぜ洋服が似合て丸で西洋の別嬪だ併し些ツと物凄過る(伊藤)ナニさうで無いあの愛嬌を見給へ彼の男と何か話しをする笑ひ顔の何とも言れん(梅村)彼の男ハ何んだらういまノヽしい(岩井)何んだと云事があるものか彼れハ親子に違ひない(伊藤)だがどうも似て居ない処を見れば怪しい奴かも知れぬ(梅村)能く見れば成年が大変に違つて居るからまア安心だはハハハオイ諸君演説者が出たノヽ静かにし給へ」是より演説者ハ立替はり入替はり壇に登つて演説したるが最後に出でしハ小泉猛夫鬼鬚髯を手にて撫でつゝ説き出でしが熱心に溢れて一層々々激烈を極めて喝采の声湧くが如き時に忽ち臨場の警察より中止解散を申し渡されしかバ人氣立ちし聴衆ハノヽと呼び压制と叫び中にハ土瓶火入その外様々の物を警察官目掛けて投付る大騒動となりしを警備の巡查が馳付て乱暴の聴衆を取り鎮め其場ハ漸く事済みたるが扱て済まざるハ小泉猛夫が演説にてありし彼が演説ハ官吏侮辱の中に最と重き内閣諸公を侮辱したるものなりとの告訴を受けて拘引中より法廷の糾問を蒙り遂に有罪と定まり重禁錮一ケ年に処せられたりしが猛夫は固より覚悟の事と見え従容として畏るゝ色もなく笑を含んで裁判宣告を受けたり大江ハ病院にありて日々全快に趣きつゝありしが叔父ながらも今ハ養父なる小泉猛夫が演説の始末また処刑の事をも伝聞して一方ならず驚きたりしが過る日話しの時すらも自分の説論に服せぬ剛情今更に詮術のあらん由もなく只頻りに養父が身の安全を祈り居る中に自分が身体の疲ハ漸に本に復しければ頓がて病院をバ退き出で、本郷弓町に一軒の家を借り受け朋友の上田方へ預け置たる老母を引取り今ハ

小泉清水と門札打つて親子の外ハ彼の下女のお琴を召使ひ再び職業の著述始め且ハ様々なる交際を為す中に名声愈よ顕ハれ来て新らしき朋友も出来たる中に彼の銀行頭取の山上奏任一等官の松村とハ殊に隔意なき交わりをぞ結びしなり

舞台は東京浅草の井生村樓。「今度出て来た地方の総代連中」とは、明治二〇年の三大事件建白運動に際して各地方より上京してきた総代たちのことを指す。冒頭で書生たちが「洋服が似合て丸で西洋の別嬪」だと噂をしている女性こそ、良子である。この時、良子は親が決めようとしていた不本意な縁談から逃れるため生家・梶原家を飛び出し、産みの母親の嫁ぎ先である小林家の養女となっていた。

挿絵に描かれているのは下線部の情景だ。最後の弁士として登場した小泉猛夫は大江清水の叔父であり義父にあたる。この猛夫の演説は、その途中で警察より「中止解散」の命令を受ける。これに反対する聴衆たちが「ノーノ」と呼び圧制と叫び中にハ土瓶火入その外様々の物を警察官目掛けて投付る大騒動」となった。挿絵にはこの「大騒動」の様子が現れている。ところで、ある小学校第六学年の教室では、挿絵に描かれた「土瓶や茶碗は、だれがだれに向かつて投げたのだろう」という問いかけに対して、児童・教員ともに答えが警察官と弁士との半々に分かれたというが、小説を確認すれば、描かれた土瓶や火入が警察官に向けて投げられたものであることは一目瞭然なのである。

二、自由民権運動の弾圧

ここで一旦、演説会が「中止解散」させられ、演説者が禁錮刑に処せられたのは何故か、当時の法律を確認しておこう。明治政府が新聞紙条例や讒謗律（明治八年）、集会条例（明治一三年）によって自由民権運動を弾圧していったことは周知のとおりであるが、このうち、演説の「中止解散」に関わっているのは「集会条例」だ。集会条例は明治一三年に制定後、明治一五年に改正されている。今回の小説の舞台は明治二〇年の三大事件建白運動時で

あることが分かるため、左には改正後の条文を掲載する。

- 第一条 政治ニ関スル事項ヲ講談論議スル為メ公衆ヲ集ムル者ハ集会三日前ニ講談論議ノ事項講談論議スル人ノ姓名住所会同ノ場所年月日ヲ詳記シ其会主又ハ会長幹事等ヨリ管轄警察署ニ届出テ其認可ヲ受クヘシ
- 第二条 政治ニ関スル事項ヲ講談論議スル為メ結社（何等ノ名義ヲ以テスルモ其実政治ニ関スル事項ヲ講談論議スル為メ結合スルモノヲ併称ス）スル者ハ結社前其社名則会場及ヒ社員名簿ヲ管轄警察署ニ届出テ其認可ヲ受クヘシ其社則チ改正シ及ヒ社員ノ出入アリタルトキモ同様タルヘシ此届出ヲ為スニ当リ警察署ヨリ尋問スルコトアレハ社中ノ事ハ何事タリトモ之ニ答弁スヘシ
- 前項ノ結社及其他ノ結社ニ於テ政治ニ関スル事項ヲ講談論議スル為メニ集会ヲ為サントスルトキハ仍ホ第一条ノ手続ヲ為スヘシ
- 第三条 講談論議ノ事項講談論議スル人員会場及ヒ会日ノ定規アル者ハ其定規ヲ初会ノ三日前ニ警察署ニ届出認可ヲ受クルトキハ爾後ノ例会ハ届出ニ及ハスト雖モ之ヲ変更スルトキハ第一条ノ手続ヲ為スヘシ
- 第四条 管轄警察署ハ第一条第二条第三条ノ届出テニ於テ治安ニ妨害アリト認ムルトキハ之ヲ認可セス又ハ認可スルノ後ト雖トモ之ヲ取消スコトアルヘシ
- 第五条 警察署ヨリハ正服ヲ著シタル警察官ヲ会場ニ派遣シ其認可ノ證ヲ検査シ会場ヲ監視セシムルコトアルヘシ
- （追加）警察官会場ニ入ルトキハ其求ムル所ノ席ヲ供シ且其尋問アルトキハ結社集会ニ関スル事ハ何事タリトモ之ニ答弁スヘシ
- 第六条 派出ノ警察官ハ認可ノ證ヲ開示セサルトキ講談論議ノ届書ニ掲ケサル事項ニ亘ルトキ又ハ人ヲ罪戾ニ教唆誘導スルノ意ヲ含ミ又ハ公衆ノ安寧ニ妨害アリト認ムルトキ及ヒ集会ニ臨ムヲ得サル者ニ退去ヲ命ジテ之ニ従ハサルトキハ全会ヲ解散セシムヘシ
- （追加）前項ノ場合ニ於テ解散ヲ命ジタルトキ地方長官（東京ハ警視庁庁官）ハ其情状ニ依リ演説者ニ対シ一箇年以内全国内ニ於テ公然政治ヲ講談論議スルヲ禁止スルコトヲ得

第七條 政治ニ関スル事項ヲ講談論議スル集会ニ現役及召集中ニ係ル予備後備ノ陸海軍軍人警察官官立公立私立学校ノ教員生徒農業工芸ノ見習生ハ之ニ臨会シ又ハ其社ニ加入スルコトヲ得ス

第八條 政治ニ関スル事項ヲ講談論議スル為メ其旨趣ヲ廣告シ又ハ委員若クハ文書ヲ発シテ公衆ヲ誘導シ又ハ支社ヲ置キ若クハ他ノ社ト連結通信スルコトヲ得ス

第九條 政治ニ関スル事項ヲ講談論議スル為メ屋外ニ於テ公衆ノ集会ヲ催スコトヲ得ス

第十條 第一條ノ認可ヲ受ケスシテ集会ヲ催スモノ会主ハ二百元以上二十円以下ノ罰金若クハ十一日以上三月以下ノ禁獄ニ処シ其会席ヲ貸シタル者竝ニ会長幹事及ヒ其講談論議者ハ各二百元以上二十円以下ノ罰金ニ処シ第三條ノ規程ヲ犯シタル者モ亦本條ニ依ル

第十一條 第二條第一項ノ規程ニ背キテ届出ヲ為サス又ハ尋問スル所ノ事項ヲ開答セサルトキ社長ハ二百元以上二十円以下ノ罰金ニ処シ詐欺ノ届出ヲ為シ尋問ヲ得テ偽答スルトキ社長ハ右罰金ノ外尚ホ十一日以上三月以下ノ輕禁錮ニ処ス

第十二條 第五條ノ規程ニ背キテ派出所警察官ノ臨席ヲ肯セス又ハ其求ムル所ノ席ヲ供セサルトキ会主会長及社長幹事ハ各五十元以上五十円以下ノ罰金若クハ一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ処シ警察官ノ尋問ニ答ヘス又ハ偽答スル者ハ同罪ニ処ス再犯ニ当ル者ハ八十元以上百円以下ノ罰金若クハ二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ処ス

第十三條 派出所警察官ヨリ解散ヲ命ジタル後尚退散セサル者ハ二百元以上二十円以下ノ罰金若クハ十一日以上六月以下ノ禁獄ニ処ス

第十四條 第七條ノ制限ヲ犯シタルトキ会主会長及ヒ社長幹事ハ二百元以上二十円以下ノ罰金若クハ十一日以上三月以下ノ禁獄ニ処シ其他情状ノ重キモノアレハ其社ヲ解散サシム其制限ヲ犯シテ入社シ又ハ臨会スル者ハ二百元以上二十円以下ノ罰金ニ処ス

第十五條 第八條ノ制限ヲ犯シタルトキ会主会長及ヒ社長幹事ハ五十円以上五十円以下ノ罰金若クハ一月以上一年以下ノ禁獄ニ処シ其社ヲ解散セシム此事ニ関スル者モ亦同罪ニ処シ脅迫スル者及ヒ再犯ニ当ル者ハ八十元以上百円以下ノ罰金若クハ二月以上二年以下ノ禁獄ニ処シ其社

長幹部ハ一年以上五年以下結社又ハ入社ヲ禁ス

第十六條 學術会其他何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ハラズ多衆集会スル者警察官ニ於テ治安ヲ保持スルニ必要ナリト認ムルトキハ之ニ監臨ヲ肯セサルトキハ第十二條ニ依テ処分ス

學術会ニシテ政治ニ関スル事項ヲ講談論議スルコトアルトキハ第十條ニ依テ処分ス

第十七條 前條ノ場合ニ於テ治安ヲ妨害スト認ムルトキハ第六條ニ依テ処分ス

第十八條 凡ソ結社若クハ集会スル者内務卿ニ於テ治安ニ妨害アリト認ムルトキハ之ヲ禁止スルコトヲ得若シ禁止ノ命ニ従ハス又ハ仍ホ秘密ニ結社若クハ集会スル者ハ八十円位以上百円以下ノ罰金若クハ二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ処ス

第十九條 成法ニ制定スル所ノ集会ハ此限ニ在ラス

集会条例は、概ね第一条から第九条までが政治的集会の開催についての規定で、第十条以降に具体的な罰則の記述、という形になっている。集会条例の施行によって、政治的な集会及び結社については事前の届出が求められるようになり、届け出を行った場合でも、管轄の警察署によって「治安ニ妨害アリ」と判断された場合には集会・結社は叶わないものとされた。また、第六条には集会場に臨席した警察官によって、集会が届出内容に反しているだとか、人々の安寧を妨害するなど判断された場合にはその集会は解散させられることが定められている。「戀の革命」中で演説会が「臨場の警察より中止解散を申し渡され」というのも、この条文に起因する。

また、集会条例の規定では第六条による解散命令が行われた際、その原因となった弁士に対して、一年以内、日本全国で政治に関する演説を行うことを禁止する処置を取ることができるとされていた。一方で、集会条例自体ではそうした「問題のある」演説を行った弁士に刑罰を与えることは出来ず、処罰の条件は概ね、事前の許可を受けなかったり虚偽の申告をしたり、警察官の臨席を拒んだりといった、集会・結社の運営上の問題にあり、罰則の対象者も社長や幹事が主であるのが分かる。

ところが、作中の小泉猛夫が受けたのは、一年間の演説禁止処置ではなく

「重禁錮一年」の刑罰処分だ。つまり、演説会の中止・解散命令の根拠となつた集会条例とは別に、小泉の処罰に関わる別の法令があることになる。そして、それは何かというと、明治一三年七月一七日付（施行は明治一五年一月一日）の太政官布告第三十六号「刑法」第四百四十一条（以下、刑法）である。条文を次に引用しよう。

第四百四十一条 官吏ノ職務ニ対シ其目前ニ於テ形容若クハ言語ヲ以テ侮辱シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ処シ五円以上五十円以下の罰金を附加ス

其目前ニ非スト雖トモ刊行ノ文書図書又ハ公然ノ演説ヲ以テ侮辱シタル者亦同シ^九

これによると、猛夫の受けた「重禁錮一年」とは刑法第四百四十一条に定められた罰則「一月以上一年以下」の最長期間である。また、小説では言及されていないが、法律には、禁錮刑に併せて「五円以上五十円以下」の罰金刑も加えられると規定されている。

「侮辱シタル」罪と聞くと先に挙げた讒謗律が適用されたのだろう、と思われるかもしれないが、讒謗律は刑法の制定に伴い消滅しており、当該小説の描いた明治二〇年の社会では既がない。また、そもそも讒謗律の対象は「著作文書若クハ書図肖像ヲ用ヒ展覧シ若クハ発売シ若クハ貼示ノ人ヲ讒毀シ若クハ誹謗スル者」——即ち出版物によるものであり演説はその対象とするところではなかった。

余談だが、ならば刑法制定以前には演説の内容によって弁士が処罰されることはなかったのか、というところではない。一説では日本で初めて演説によって刑罰に処せられたのは水野龍で、明治一一年一月一五日、高知県高岡郡佐川にある乗臺寺において行った演説によるものとされている。これは刑法が施行される以前の日付だ。罪状は、裁判所の判決から「明治政府ノ壓政ナル確證ヲ演説スル科雜律不應爲輕キニ問」われたことが明らかである。この「雜律不應爲」条とは、明治一五年刑法施行以前の新律綱領（明治三年）、改定律例（明治六年）に存在した条例で、法令に該当条文がない罪状への処罰を、裁判官の判断で与えられるというものであった。明

治八年の讒謗律制定当時、政府が警戒していたのは新聞・雑誌による言論活動であり、演説という新しい広報手段が未だ十分に想定されていなかったことが、こうした法律の運用からも分かる。

三、小説と実事件

先に筆者は、当該挿絵が描くのはフィクションである小説の一場面であり、決して実際の「自由党演説会の様子」などではないと述べたが、この場面の参考と思しき事件は存在する。「戀の革命」連載の前年に当る明治二〇年一月一〇日に浅草井生村楼で行われた政談演説会における演説中止及び弁士の拘引事件である。明治二一年一月四日付『絵入自由新聞』第一四五四号付録では明治二〇年各月の出来事が挿絵とともに振り返られており、左の挿絵を見れば小説との類似が見てとれるだろう。



『絵入自由新聞』明治21年1月4日
（原紙所蔵：東京大学大学院法学政治学研究所附属
近代日本法政史料センター明治新聞雑誌文庫）

演台上に登り、弁士へは演説の中止を、聴衆へは集会の解散を言い渡す警察官目掛けて、客席から様々な物が投げ込まれているのが分かる。挿絵とともに掲載された記事本文は、次のとおりだ。

今を距る事三月前明治二十年十月十日の事なりき東京の有志者が是迄眠れる民間の政治思想を呼び起さんとて口の達者な面々が浅草井生村楼に政談大演説を開きたり、是迄世間一般に政談演説の衰へて人々の心言ひ合はさねど何か花々しき事件あれかしと思ひ居たる際なれば演説の広告が新聞紙上に出ると均く先を争ふて詰寄せ学校の書生ハ急に退校して傍聴に行き商家の小僧ハ主人に言付た用事の後れるをも厭はず使先より鷗游館に迷い込むと云ふ大景氣、斯る勢ひなれば其筋にても殊に心を痛め若し万一に過激の論を吐く者ありてハ大事なりとて此場へ入込ませたる警察官ハ其数何百人と云ふ事を知らず尤も制服を着けたる官吏ハ僅に警部一人巡查二人都合三人なりしも或ハ前掛で商人姿に出立或ハヘコ帯袴で書生に扮粧し通常の傍聴人と見せ掛け傍聴料十錢を払つて場内に入り込たる者ハ真正の傍聴人よりも多し去れば第五番目の弁士渡邊小太郎氏の言論か中止と為りて満場の人々鼎の如く沸返るや其筋の伏兵、否伏官吏忽ち其本性を現し駆走る書生共を片つ端から犇々と取捕へ何の苦も無く引立て拘引したるハ氣味好くも亦苦々しき次第なりけり

前年の回顧として選び抜かれるほどには、この井生村楼での大騒動は当時の人々にとって印象的な出来事であったようだ。小説「戀の革命」の読者もまた「井生村楼での演説会で弁士が拘引された」と見れば、未だ記憶に新しい明治二〇年一〇月一〇日の大騒動を思い出したことだろう。

『めざまし新聞』明治二〇年一〇月一二日付の紙面によれば、この演説会の最初の登壇者は同会々主の山川善太郎。次に尾崎行雄、吉田熹六、大石正巳の順で演説を行い、中止解散の命令が出たのは第五席の渡邊小太郎の演説「明治元年の聖詔を読む」が佳境に入った時であった。中止の命令が出るや否や「満場の聴衆はノーノと呼び不当と叫び竹筒を擲ち弁当箱を投げつける」など、その紛雜は言いがなく、乱暴をはたらいた聴衆たちは、会場の前後に配置されていた三四十名の巡查によって取り押えられたり、群衆に紛れていた探偵たちによって捕縛され警察に引き渡されたりと、まるで修羅場のようなであった、と言う。騒動の結果、その演説内容が官吏侮辱罪に問われた渡邊小太郎のほか、官吏に暴行をしたとの廉で、一三名の聴衆が拘引さ

れた。

拘引後、有罪判決を受けるまでの渡邊の動きは左のとおりである。

明治二〇年

一〇月一二日 警視第二局より検事分局へ送付。

同一九日 東京軽罪裁判所にて初公判。

同二〇日 重禁錮一〇ヶ月、罰金三十円、代言人名簿からの除名が宣告される。

同二二日 控訴中、三代言人を保証人に保釈が許可される。

一月 七日 体調不良のため控訴廷延期。

同 九日 東京控訴院にて公判。

同 一一日 東京控訴院にて公判、原裁判認可の宣告。

明治二一年

二月二九日 大審院にて上告公判始まる。

三月 九日 「破毀すべき理由なし」にて上告棄却^{二三}。

渡邊、哀訴。

五月 三日 治罪法第四百廿七条に依り本案哀訴棄却。

裁判の争点は渡邊の演説の内容にあったのだが、新聞や雑誌とは違い、口に出した傍から消えてしまう声による演説には証拠が残らない。よって当該裁判においては、演説会に臨席した警察官による傍聴筆記が罪状を裏付ける証拠とされている。明治二〇年一〇月二〇日付『絵入自由新聞』掲載記事からは「臨監警吏」による筆記が証拠として有効か否かが公判において争われていたことが伝わる。

臨監警吏の手に成る被告の演説傍聴筆記を朗読され裁判長は其演説中最も重立たる要領の「天皇陛下の御誓言に背く」云々「板垣氏の仮声の如く攻撃を加へんければ」云々「法律を示さず臨機の処分」云々「人民は段々奴隸の如くなる若しならなければ軋轢」云々「是等の人には鉄拳を加へて」云々等の数句を如何なる意にて演たるやを尋問する被告小太郎氏は警官か為したる傍聴筆記ハ差異多き旨を陳述し、自分が演説なしたる所の覚書

を詳明したり檢察官は只今被告人の演へる所と本官が起訴なしたる相当官吏の筆記と大いなる違ひにて譬へば本官が右と申せハ被告ハ左と申すが如き場合でありますれハ到底只今の所でハ論告致すも適當なる弁論ハ出来ませぬと思慮致せば猶々事實の御審問あらんことを望みます本官ハ素より警官がなしたる筆記ハ正当なものであるふと思慮いたし舛如何とならハ其筆記に付て見ますれハ成程演説の筋道が立て居るよふなれど只今被告が当法廷にて申す所にてハ一向面白くもないつまらん譯けも分らぬ演説にて被告ハ代言人を職業とし殊に副会長をも致すものがない演説ハ致すまいと思われ升と裁判長に告ぐ

警官の筆記と自分の為した演説とには差異があると訴える被告人渡邊に對して檢察官が放つ「只今被告が当法廷にて申す所にてハ一向面白くもないつまらん譯けも分らぬ演説にて被告ハ代言人を職業とし殊に副会長をも致すものがない演説ハ致すまい」との言は、何とも皮肉である。同年一月一日に行われた控訴審でも、引き続き渡邊の演説内容が官吏侮辱に当たるか否かが争われている。檢察側は「本案被告事件は演説なれば其筆記に據るの外なし」としたうえで「渡邊自身の筆記は演説後の覚書にて巡查の筆記は其職務上の云ひ殊に随聴隨記のものなれば勿論巡查の筆記を見るに」と演説後に書かれた渡邊による覚書より、演説中に行われた巡查による筆記の方が證據として確かであると主張する。一方で弁護側は「一方で弁護側は」と「巡查の筆記ハテニハまでも一語の相違無く筆記したりとは敢て信用するに足らざる第一の證據なり日本は勿論欧米とても此の如く筆記に巧なるは恐く屈指の外はあるまじ況や彼の巡查は速記法をも学ばざる人なるをや」と証人である演説筆記者巡查岡村金太郎氏の「演説者の言語を其儘に筆記し決してテニハたりとも一語の相違無きを確言し得べし尤も別に速記法を学びたることなし云々」との主張を取り上げ、速記法を学んだこともないのに、助詞の一字も違えず筆記したと主張することがこそ却って巡查の筆記を信用出来ないものたらしめる証拠であると反駁した^{三〇}。

渡邊の代言人（現在でいう弁護士）は、警官による筆記は証拠として不十分であることを述べ、また仮に筆記が正しかったとしても当該演説の内容が官吏侮辱にはあたらないものである、などと主張したがこれは受け入れられ

ず、控訴審でも変わらず有罪判決を受ける。これを不服とした渡邊は上告、及び哀訴を行ったが敢無く棄却され、遂に有罪、虜囚の身となることが決まり、代言人資格も剥奪されてしまった。明治二〇年一月一三日付『絵入自由新聞』に掲載された公判文を全文引用しよう。

裁判言渡書

秋田県陸中国鹿角郡尾去村居住平民当

時東京府日本橋区矢の倉町一番地寄留

代言人 渡邊小太郎

四十一年一ヶ月

右に對する官吏侮辱被告事件に付明治二十年十月廿日東京輕罪裁判所に對して刑法第四百一十一條第一項第二項及び代言人規則第二十二條に基き同第二十三條に照し重禁錮十月に処し罰金三十圓を付加し代言人名簿中より除名すと言渡したる裁判に服せずして被告小太郎より控訴に及びたるに付き式に従ひ審理を遂ぐる所檢察官ハ原裁判が被告を刑法第四百一十一條、二項に依り本刑を言渡したるハ相當なるに付認可あり度旨の意見を陳述したり被告小太郎ハ明治二十年十月十日東京淺草区須賀町二番地井生村樓上に於て会主京橋区南鍋町二丁目五番地山川善太郎が催したる政談演説會に於て群衆に對し明治元年の聖勅を讀むと云ふ演題にて演説を為し其演説中御誓文の第一二條を引き万機公論に決す可し上下心を一にし云々とあれバ此上下の内にハ我々も含蓄せねバならず云々然るに御誓文ハ内閣諸公の特有物である様になし居るハ天皇陛下に對し奉り無礼千萬である若し斯くの如くなれば上下軋轢を生じ云ふ可からざる弊害を生ずるや必然なり云々又此聖勅に依て万機を公論に決す可の御趣意が現はれ故に我々人民ハ國權を辱しめられしを憂へて是を議せんとするハ当然の事であります然るに今日我々が國家の爲めに此聖詔を遵奉して議せんとすれバ之を妨害せんとする者あり云々又近頃或人が説を為して曰く國家の大事を議せんとする者にハ臨機の処分をせらるゝと果して然らバ第一天皇陛下の御誓文に背くの逆賊と謂はなければなりません云々と假説の言詞を交へ内閣各大臣の職務に對し公然の演説を以て侮辱したるもの

と認定す其証憑ハ該場に監臨したる警察官の告発状巡查岡村金太郎が作りたる筆記及び警部山田強上原恕助巡查岡村金太郎が当廷に於ての証言原裁判所の始末書及び被告答弁の幾部に照して明了なりとす

之を法律に照すに刑法第四十一条第一二項に該当す故に原裁判所が前掲の法条を適用して処断したるハ相当にして取消可き筈なし依て本院ハ治罪法第三百六十八条第三百四十四条に則り原裁判言渡を認可する者也

但被告を原裁判所に於て代言人規則第二十四条に依り代人名簿より除名するの言渡を為したるハ行政上の懲罰に過ぎざれば該事項に対してハ上訴を為し得可き限りに非ず依て右代言人規則に関する控訴は棄却す余納金十円は被告に還付す

明治廿年十一月十一日東京控訴院に於て檢察官檢事小倉信近立合宣告す

検事第一局

控訴院評定官 北村 泰一
控訴院評定官 芹沢 政温
控訴院評定官 木村喬一郎
裁判所書記 一色 純一

公判文の内容を簡単にまとめるとこうだ。渡邊は明治二〇年一〇月一〇日井生村楼における演説会で「明治元年の聖勅を読む」という題にて演説を行った。そこで、「御誓文には『万機公論に決す可し上下心を一つにし』とあり、我々人民もこの『上下』のうちには含まれていないはずであるからこの御誓文に従い国家のために議論をするのは当然であるが、近頃ある人が、国家の大事を議論しようとする者には適当な処分を加えると発言したとか。この発言が本当であるならば、天皇陛下の御誓文に背く逆賊であると言わざるをえない」などと論じた。これが内閣各大臣の職務を侮辱する発言であるとか、罰を科せられたのである。証拠とされたのは演説会に臨席した警察官の告発状、巡查岡村金太郎が作った筆記、それに警部山田強上原恕助や巡查岡村金太郎が裁判において行った証言、原裁判所の始末書、及び被告答弁の断片である。これらから、渡邊の演説に刑法第四十一条第一二項を適用し、有罪判決を下した原裁判の判決を取り消す必要はないとされた。裁判の争点の一つであった、警察官の筆記は結局証拠として認められたのである。

また、先に触れたとおり、この井生村楼での騒動をめぐっては弁士だけでなく、中止解散の命令に従わずに暴動を起こしたとして聴衆の側にも逮捕者が出ていた。明治二〇年一〇月一三日付『絵入自由新聞』には「中止解散を申渡されたるを遺憾に思ひしものか臨監の警官に灰吹マツチ等を投げ付け或ひハ腕力を試みたる十四名の壮士ハ官吏が職務を行ふに對し暴行を加へし者と認められ昨日悉く警視第二局より檢事分局へ送付されたり」とあり、また同月二二日付の同紙に「壮士十三名の宣告 去る十日浅草井生村楼に於てありし大演説会々場より拘引されたる十三名の壮士ハ其後東京輕罪裁判所に於て審問の末右ハ官吏の職務を行ふに際し暴行を加へたるものと認定され」たと報道されている。その中には「騒ぎ立たる折柄面白づく」と云ふ譯けでもなく何んだかかんだか譯けも分らず煙に巻かれて為したる者もありて今更法廷を煩ハするか如き場合に至り驚歎して居る」^{一四}とのことで、拘引された聴衆の側には、演説中止・解散に対する確固とした反対姿勢があったものとは限らないようだ。

四、政治小説の効能

再び話を「戀の革命」に戻そう。前述のとおり、小泉猛夫は官吏侮辱の廉で重禁錮一年の刑に処せられたわけだが、果たしてこのような演説会の大騒動を小説にて描いた作者の本意はどこにあったのだろうか。これは、猛夫の拘引後に再会した、良子と清水（小泉）の会話に現れている。

（良子）天下の爲めの御演説でありましたから処刑ハ固よりお覚悟の事だとハ申しながら此炎天に骨折り勞役どれ程の御難儀な事かと思ひ遣れてお気の毒さ私しハどうも悲しうなッて参りました」と少し涙ぐむ（小泉）
それ程までに養父が身を思ッて下さいまするハ有り難うムいます何分にも田舎士族で熱心ばかり思慮のないにハ困ります斯様な事でハまだ何うして我が邦の民権ハ……」

叔父の処罰にあたって、清水は言論の自由を取り締まる法律に対してでは

なく、思慮の足りない叔父の振る舞いに対して苦言を呈している。明治二〇年の三大事件建白運動において民権家たちが訴えた「三大事件」のうちに「言論の自由」があったことを思えば、これは意外な口ぶりであろう。このように、登場人物の口を借りて現今社会を嘆かせて、暗に社会改良の必要性を説く場面は他にもある。

例えば、相撲の観戦をした際には優秀な力士が関脇に甘んじていることに触れて、その理由は相撲取の師弟関係の「压制」にあるのだとし「文明の今日に当りさう云ふ弊ハぜひ改めんければならぬが併し力士と云ふ奴ハ腕力許りで知識の無い者であるから自分から其不道理な悪習慣を破ぶることハ逆も出来ぬ知識の点から言ふ時ハ鬼の様な大男でも小兒や婦人と同様に誠に弱いものである夫れだから相撲社会の压制ハ外部の者が破つて遣らねばならぬわい」^{一五}などと語らせる。同場面は更に、力士の压制より残酷なものとして家則の压制、習慣の压制が挙げられ「天晴将来に望みのあります才媛を一間の中に閉ぢ籠めて天授の生命を絶たせませるか」云々と続き、知識のないために師弟の压制の苦しむ力士より、家則や習慣の压制に苦しむ教養のある女性を救う方が「急務」であるという指針が示される。ここでは、社会の、とりわけ家庭内にある旧習を改めるべきことや、そのためには教育を受けることが必要であることが説かれていくわけだ。

こうした、当該小説の傾向を踏まえれば、冒頭に掲載した挿絵に込められているのは、集会条例や刑法に基づく自由民権運動弾圧への抗議ではなく、一部の「熱心ばかり思慮のない」民権家や聴衆への戒めなのだと考えられる。そうであるならば、聴衆の「名望もなければ学問もない癖に東京の真中で演説をしやうとふ其熱心丈が感心」「併し烈しい事を言ふのが面白い何んでも手を拍て賞めて遣るべし凶に乗って途方もない事を言つて中止と来ると愉快」などという弁士を嘲笑しつつ、演説中止の騒動を期待するような発言にも合点がいくだろう。

「戀の革命」に限らず明治期の政治小説は、社会を写すものであるとともに、時には読者にとって反面教師となるように、との寓意が含まれるものであった。坂本龍馬の伝記的小説「汗血千里駒」で知られ、『土陽新聞』や『自由燈』などの自由党系機関紙で数々の論説を発表した坂崎紫瀾は「抑も稗史小説とは何ぞや世態人情を叙する者にして之を一種の写真鏡と謂ふも可な

り」^{一六}と小説はその時代の風俗を描写するものであることを述べ「我が日本王朝の情態を知らんとするにハ源氏物語等に勝る者之れなかるべし」^{一七}と「当時社会の風俗如何」を知るといふ目的においては、小説（稗史）が編年史（正史）より優れたものであると論じている。

また、徳富蘇峰は「面白からざる」小説の流行について批判的に論じる中で、そもそも「文学者は、社会の明鏡たるのみならず、復た其の灯台たらざる可らず、知識世界の代表者たるのみならず、復た其の預言者たらざる可らず」^{一八}と文学者には社会の鏡や知識人の代表としてばかりでなく、文明社会を先導する灯台や預言者としての役割を担わなければならないと指摘した。「近來流行の政治小説を評す」と題されたこの評論は、蘇峰による政治小説批判として有名であるが、決して政治小説を編むことやその役割自体が否定されているわけではない^{一九}。ここで蘇峰は政治小説を「小説に出来たる数多の事情と、種々の人物とをして、知らず覚へず、隠々冥々の裡に、著者が政治上の意見を吐かしむるのみ、約言すれば即ち著者が自から其の意見を吐かず、小説を経て、其の意見を吐くものなり」と定義している。そして、良作には言外にある著者の寓意を、知らず知らずのうちに読者に感じさせる「魔術」のような作用があるものと言ひ、政治小説の持つ効能それ自体はしかと認めている。問題点は、そうした小説の役割や効能を理解せずにいる有象無象の「著者先生」の方にあるとされているのだ。

他にも例はある。専制君主主義に反対し皇帝や為政者たちの暗殺などを企てたロシア虚無党の事情を描いた小説「虚無党鬼啾啾」の緒言に、その著者である宮崎夢柳は次のように記している。

嗚呼本篇を読むもの庶幾はくは、彼輩の狂暴危激なる、比年魯国全社会の組織を交換せんことを是れ努め、其の余勢の迸るところ、一天万乗の皇帝陛下にまでも未曾有の禍害を加へ、日月為めに晦く、神人共に怒り絞縄一結身死して祀られざるの鬼となりしのみならず、叛逆の罪千載銷せざるの事跡を知つて、以て自から戒心するところあらんことを。^{二〇}

夢柳は『自由燈』や『絵入自由新聞』などで記者として活躍した人で、「鬼啾啾」と並ぶ代表作に、デュマの小説『バスチユの奪取』を意識した『仏蘭西革命記

自由乃凱歌』がある。「鬼啾啾」の連載開始は明治一七年一二月。これは加波山事件（九月）や秩父事件（十一月）など急進派自由黨員による激化事件が相次いで発生した年である。柳田は「鬼啾啾」について、同じ虚無党を描いた同氏の作「憂世乃涕淚」と比して虚無党の目的が、「ロマンチック、理想的（むしろ空想的）、破壊的」なものから「立憲政治を志すところの現実的な建設的なものになっている」とし、その理由の一つを「明治十六、七年当時の客観状況の変化、暴動頻出に鑑みた結果であろう」と述べている^{二〇}。ともすれば過激な言動に流れる世情を踏まえて、読者に対して、小説に描かれた虚無党のような「狂暴危激」な行いを自戒するように呼びかけているのだ。これは小説執筆の意図が、単なる物語の紹介ではなく、思想の宣伝や人々の感化にあったことを意味している^{二一}。

自由民権運動の激化は、武装蜂起事件の発生に限らない。『大日本国内務省統計報告』を確認すると、出版条例、新聞条例、集会条例といった言論統制のために用いられた条例の違反者が明治一七年には前年に比して著しく増加していることが見て取れる（別表参照）。統計項目が変わってしまいうため単純に比較するわけにもいかないが、言論統制に関わる諸条例の違反者数は、概ね明治一七・一八年頃が最も多い。こうした規則違反者の増加は当時の人々の実感としてもあったようで「過激論の出るハ何故ぞ」との題で、法律や条例によって過激な論説が禁止されている世の中で、法律を知らないわけではなく、寧ろ熟知しているはずの代言人や社会情勢に詳しいはずの新聞記者などの中からも「過激の繩張中へ足を踏込む者」がいるのはなぜか、と問いを立て、その理由を考察した社説も見られた^{二二}。ここでも、違反者たちに向けられる視線は聊か冷たいものである。

当然、こうした規則違反者の増加は自由民権運動の激化のみを示す事象ではなく、同時期には条例改正によって運動の弾圧が強化されていることにも注意しなければならない。集会条例は明治一五年六月、新聞条例は明治一六年四月、出版条例も同年六月にそれぞれ改正され、より厳しい言論規制が課されるようになっていたのだ。こうした言論弾圧の強化は、政治小説が生まれる一つの要因でもあった^{二四}。

おわりに

本稿では、一般に、自由民権運動における演説会の様相を描いたものとして知られている一枚の絵画資料を取り上げ、その絵が挿入された小説「戀の革命」の内容やその舞台、時代背景について整理してきた。当該絵画は、一見すると集会条例による政治運動弾圧を批判したもののように思われるものの、小説の書き口から読み取る限りでは、批判の矛先は政府の弾圧より寧ろ、弁士や聴衆の側に向けられていることが分かった。

無論、民権家や新聞社が政府による言論弾圧を許容していたわけではない。言論集会の自由を規制する諸法律に対して、その改正を求める声は各所で見られた。しかし、そうした論説の中でさえ、社会の側に一定の非が見出されていることがある。新聞条例改正の噂に触れた『絵入朝野新聞』の社説では、政府が新聞条例を發布し言論自由を制限した理由として「詭激粗暴の言論ありて動もすれば社会の秩序を破り国家の安寧を害ししようとする動きの存在が挙げられ、そうした社会で国家の秩序と安寧を維持するために言論規制が行われるのは仕方がなかった、とされた。そのうえで「社会の進歩」によって「詭激粗暴の言論」をするものがいなくなった世においてこれらの規制は不要であり、言論自由を制限する条例は解かれるべきであり、政府は社会情勢を見極めて現状に応じた法律の改正・制定を行わなければならないとの主張が展開されている^{二五}。

同様に、現行の言論規制の条例は「往年訳も分らぬ暴論家の世間に跋扈したる頃」に必要性があつて設けられたものであるとの見解は明治二〇年一月二一日付『朝野新聞』の記事にも確認できる^{二六}。記事では「如何なる吏員の意見なるやを確知せざれど」と出処不明の風説として「自由説」を主張する吏員の意見が紹介されている。あまりにも厳重な法律は却って過激な言論を生むことになりかねず、規制を緩めた方が却って暴論家を排斥する流れとなる、というのがこの「自由説」の趣旨で、例として綱渡りが挙げられている。綱渡りが成功して喝采を浴びるのは一本の綱の上を行くからであつて、もし同じ動作で大道を歩けばそれは軽蔑の対象となるはずで、現行の言論規制はこの綱渡りの状態をつくっているようなものだといふのだ。つまり、厳しい言論統制によって政論の区域を狭めることが、ギリギリ法に触れるか触

れないかを攻める暴論に箔をつけてしまおうのであって、規制を緩めればそうした暴論家たちは大道を綱渡りの要領で歩く人と同様、賞賛ではなく嘲笑の的となり、自然消えていくというものだ。これまで確認してきたように、諸規条例の摘発対処となるような「暴論家」への評価は極めて低い。また、この記事内容はそのまま『絵入自由新聞』や『絵入朝野新聞』にも転載されており、法律改正問題への関心の高さを窺うことができる。

ここで筆者が目指したいことは、こうした法律改正を求める言説のなかでその根拠として「社会の進歩」や「政治思想の発達」が挙げられていることである。一般に、自由党解党以降にみられた「政治問題から社会改良問題へ」という言論界における潮流の変化は、自由民権運動の挫折や言論規制の強化から生じたものであり、政治運動から生活改良運動へと運動の方向転換が計られたものと理解されてきた^{三七}。しかし、生活改良を唱えてもなお、近代国家の成立を目指すという自由民権運動の本質は変化していきなと考えられる。前述の朝野新聞の論説にも「国会開設の期日も既に近づきたれば之を自由にし人民をして政治上の運動に慣れしむべし」ことは「輿論の深く希望する所」であるとの記述が見られるように、近代国家には憲法の制定や議会の設置のみならず政治に参加する「国民」の存在が不可欠なのである。ここから、自由民権運動が政府に向かって国会開設や権利の保障などの政治改革を迫るばかりの運動ではなく、民衆の側にも、政治参画や人民の権利を持つ、近代国家の「国民」としての意識改革を求めるものであったことが改めて分かる。そしてその「国民」に何を求めていたのかを知る手立ての一つとなるのが当該期に編まれた政治小説なのだ。

本稿では一点の、それも当時からあまり反響のなかったらしい政治小説を取り上げたのみであるから、ここで概論を説くのは適当でない。明治二〇年代にみられた政治小説興隆の背景や、そのことが持つ意味については、より多くの作品の分析をした上で、当時の社会状況や、果たして自由民権運動は本当に挫折あるいは鎮静していたのか、という疑問とともに再考されるべきであろう。

(くみたみさ 高知市立自由民権記念館学芸員)

(注釈)

- 一 真辺美佐『末広徹腸研究』（平成一八年、梓出版社）では、明治二〇年代の政治小説が「近代小説以前」の文芸作品として不当に低く評価されてきたことに触れ「自由民権運動が衰退したといわれる時期以降も、内容の点において問題意識の幅は広がっており、様々な問題関心に基づく政治小説が生み出されていたこと」「小説神髓」が現れた以降も、政治小説は決して否定されたのではなく、「政治的側面及び文学的側面の両面から受け入れられていた」（三六二―三六三頁）ことが指摘されている。
- 二 柳田泉『政治小説研究』上、昭和四二年、春秋社、三三三頁。
- 三 柳田は、政治小説はその背景の政治的発展の段階に依じているものとし「政党復興期は、二十、二十一年大同団結の運動あたりから」でこの頃は「政治小説の火の手が益々強くなり、完全に文壇を席捲して政事小説の全盛時代となる」（同前、四四頁）と分析している。
- 四 末広鉄腸の代表作に『二十三年未来記』（明治一八年、一九九年刊）、『雪中梅（明治一九年）』、『花間鶯』（二〇年、二二年）、『雨前之桜』（明治二二年）などがある。
- 五 明治二〇年二月二六日付『絵入自由新聞』社説「食ひ方の改良」遊観通人。
- 六 外崎光広『土佐自由民権運動史』平成四年、高知市文化振興事業団、三〇一頁。瀬戸健、水上義行「記述が不十分な小学校社会科教科書を補う教材研究とは―小学校六年生の歴史教材を例に―」『富山国際大学子ども育成学部紀要』第九巻第二号、七頁。
- 八 内閣官報局『法令全書 明治一三年』（国立国会図書館デジタルコレクション info.ndljp/pid/787960）明治二〇―四五年、五七一―六一頁。
- 九 内閣官報局『法令全書 明治一三年』（国立国会図書館デジタルコレクション info.ndljp/pid/787960）明治二〇―四五年、一二五頁。
- 一〇 宮武外骨『明治演説史』大正一五年、有限社。
- 一一 雑犯律は『改定律例』二卷（国立国会図書館デジタルコレクション info.ndljp/pid/794279）に掲載、「不應爲條例」は「第二百八十九條 凡二人以上。同ク不應爲ヲ犯シ首タル者。懲役三十日ニ該レハ。從ハ。懲役二十日。主タル者。懲役七十日ニ該レハ。從ハ。懲役六十日ニ科ス。若シ所犯輕重ノ分アラレハ。不應輕重に分擬シ。首從ヲ以テ論セス」とある。

- 二二 明治二十一年三月一〇日付『時事新報』。
- 二三 明治二十一年一月一二日付『時事新報』。
- 二四 明治二十一年一〇月一五日付『絵入自由新聞』。
- 二五 「戀の革命」第十三回、明治二十一年二月二二日付『絵入自由新聞』。
- 二六 無位真人「小説稗史の本分を論ず」、明治一八年三月一〇日付『自由燈』。
- 二七 島々道人「政治小説の効力」、明治一八年五月二八日付『自由燈』。
- 二八 徳富蘇峰「近來流行の政治小説を評す」『国民之友』第六号、明治二〇年。
- 二九 この点については真辺氏が既に以下のとおり指摘している。徳富の論説『政治小説』否定の論説ではなく、その批判は『政治小説』の描写方法についての意見なのであって、むしろ『政治小説』の改良を望んだ論説であるというべきなのである」(前掲書『末広鉄腸研究』三三九頁)。
- 三〇 宮崎夢柳「鬼啾啾」緒言、明治一七年二月一〇日付『自由新聞』。
- 三一 前掲書『政治小説研究』上、一六四頁。
- 三二 柳田は小説が原書と比べて大胆に改変されていることを挙げ「この小説の主な目的が、虚無党の言動そのものを忠実に伝えるにあるのではなく、むしろこれに託して自由民権、自由党精神を宣伝する点にあるということが、観察される」(前掲書『政治小説研究』上、一六四頁)と指摘している。
- 三三 明治二〇年一〇月二七日付『絵入自由新聞』社説。
- 三四 「明治十三、四年の民権論の火の手が急に強くなったので、政府は様々な条例を出して(一つは自衛対抗上)、片っ端から民権等の言論武器を奪った。その辺の事情から、民権家、即ち民間の政治家達は、言論に代わる新しい宣伝手段を工夫しなくてはならなかった」(前掲書『政治小説研究』上、二頁)。
- 三五 明治二〇年一二月二〇日付『絵入朝野新聞』社説「新聞条例改正の風説」。
- 三六 明治二〇年一二月二〇日付『朝野新聞』「言論集会に関する法律改正の風説」。
- 三七 「言論界が政治論から社会改良論に移った直接の原因は、民権運動の挫折による政治的変革の絶望であり、政論に対する弾圧の強化が原因である」(前掲書『土佐自由民権運動史』三〇〇頁)。

(別表)

		重禁錮	軽禁錮	軽禁錮 罰金 併科	軽禁錮 没収 併科	罰金 没収 併科	罰金 科料 併科	罰金	拘留 科料 併科	拘留 没収 併科	拘留	科料 没収 併科	科料	償金	没収	合計
明治15年	出版条例	-	3	1	-	-	-	3	2	4	4	-	-	-	13	30
	新聞条例	-	9	18	-	-	-	37	-	-	-	-	-	-	-	64
	集会条例	-	4	-	-	-	-	76	-	-	2	-	7	-	-	89
明治16年	出版条例	-	2	3	3	3	-	14	-	3	3	-	-	-	16	47
	新聞条例	-	62	1	-	-	-	36	-	-	-	-	-	-	-	99
	集会条例	-	16	-	-	-	-	157	-	-	-	-	8	-	-	181
明治17年	出版条例	-	37	-	-	-	-	65	-	-	34	-	1	-	27	164
	新聞条例	-	67	-	-	-	-	57	-	-	1	-	-	-	1	126
	集会条例	-	11	-	-	-	-	90	-	-	-	-	2	-	-	103

『大日本帝国内務省統計報告』対審裁諸規則違反被告人犯状及言渡区分の項目を基に作成

		重禁錮	軽禁錮	罰金	拘留	科料	没収	合計
明治18年	出版条例	-	31	82	26	2	54	195
	新聞条例	-	29	96	-	1	1	127
	集会条例	1	26	50	-	1	-	78
明治19年	出版条例	-	32	60	13	3	50	158
	新聞条例	1	15	19	-	1	-	36
	集会条例	-	3	19	-	1	-	23
明治20年	出版条例	-	18	46	8	2	32	106
	新聞条例	-	19	27	-	-	-	46
	集会条例	-	6	24	-	4	-	34
	保安条例	-	22	-	-	-	-	22
明治21年	出版条例	-	50	108	-	-	8	166
	版權条例	1	-	8	-	-	-	9
	新聞条例	-	4	37	-	-	-	41
	集会条例	-	4	59	2	-	-	65
	保安条例	-	4	-	-	-	-	4

『大日本帝国内務省統計報告』諸規則違反被告人犯状及言渡区分の項目を基に作成